

文献抄録

リウマチ性多発性筋痛に併発した手根管症候群

本論は、リウマチ性の多発性筋痛（以下 PMR）に併発した手根管症候群（以下 CTS）の報告である。

併発例は12名（男性3名、女性9名）、平均年齢74.25歳、初診時における赤沈の平均は66 mm/hであった。このうち5名は、2～10週間以内にCTSの兆候が先行し、1名を除いて4名は両側性であった。残る他の7名はCTSとPMRはほとんど同時にはじまり、しかもこの7名のうち6名は、CTSの兆候がきき手の方であらわれていた。これは前述の両側性にあらわれたものも含めて、非きき手よりも明らかに重症であった。

治療は、はじめに1日5～15 mgのプレドニソロンの経口投与が行われた。すべての症例は、普遍的に、両肩の硬直、夜間または早朝にみられる手や手関節部の腫脹、正中神経支配領域における打診痛やしびれを認めたが、3名はハイドロコチゾン・アセテートの手根管内注入が行われ、もっとも痛みを訴えた1名には夜間装具

が処方された。また別の3名には、正中神経の減圧術が必要であったが、術前に測定された神経伝導速度は、4.5 ms以上の遅延を示した。

PMRとCTSとの関連については、腱鞘炎やひどい肩の硬直により、手に浮腫をきたしてCTSをおこす可能性もあると考えられる。しかし著者は、CTSとPMRの両者がいずれも高齢の女性に多い事実から、偶発的な同時発症もあると考えている。つまり、日常的な電気診断は、従来よりも多くのCTSを発見するであろうし、また上述のようにCTSに関しては別の局所的な治療を必要としたことなどから、これらは偶発的発症を支持するであろうと述べている。

Richards, A. J.: Carpal tunnel syndrome in polymyalgia rheumatica, *Rheumatology and Rehabilitation*, 19: 100-102, 1980.

（東京都立府中リハビリテーション専門学校
作業療法士 青木真由美）

PT 協会 ニュース

来年度学会プログラム決定

第16回日本理学療法士学会（学会長：宮風隆夫氏）は、昭和56年5月7日（木）、8日（金）に開催予定であるが、この程その企画が成りました。「接点の理学療法」をテーマに、特別講演二題、有働正夫氏（大阪大学基礎工学部助教授）による「運動療法と神経生理」と田中昌夫氏（京都大学教育学部助教授）による「障害者の歴史と当面する障害者の課題」、そしてシンポジウムとして「福祉社会への我々の提言」のほか、一般演題108題を募集の予定である。来年はとくに国際障害者年にあたるが、京都学会も盛会のうちに開催が望まれる。

身分部報告より（一部抜粋）

国家公務員たるPTの初号上限制限を撤廃し、経験を持ったPTの経験年数を100%認めてほしい、という協会の要望に基づき調査部では、採用時の待遇について調査した。その結果、原則として他のすべての国家公務員と同じように人事院規則9～8～15条（初任給、昇給の基準）により5等級4号を越えることはできない。しかし同規則9～8～18条及び49条では、現行の規定によらず特に採用の困難な官職の採用については、人事院の承認を得て別段の扱いをする場合があるとしており、

各省庁における個々の採用ケースでも人事院に審査を請求すれば、別段の取扱いを受けることが可能であるとしている。したがって経験PTを採用する場合、国立の施設側の努力があれば厚生省、文部省を通じて人事院に審査を請求すれば、合法的に特別の扱いをうけることが出来、国立施設「病院、大学」に採用されるPTの待遇は雇傭者側のニーズにより格差が生ずることになる。

これに対して協会身分部では、今後「経験を持つPT」が国立施設に就職する場合の対策について、次の三点に力を注ぐ意向である。

1. 現状では、国立施設の態度により待遇が決定されることを会員が充分に認識され、当事者となる会員の努力と併せて、協会がこれを応援する態勢をとる。

2. 文部省、厚生省に対し、そのような「経験PT」の採用については、人事院規則9～8～18条及び49条の運用を要請するよう各傘下の施設に対して、行政指導を行うよう要望書を提出し、強力に申し入れを行う。

なお人事院の発令する各省庁への通達の詳しい資料として、「給与の手引」初任給、昇給、昇格等の基準、昭和55年版、第一法規出版（¥1,400）を参考にされたい。

（広報部）